

# 第1回農業特定技能協議会運営委員会

## 議事次第

〔日時：平成31年3月27日（水）10:30～11:00〕  
〔場所：農林水産省本館7階 第3特別会議室〕

開 会

1 農業特定技能協議会 運営委員会の設置について

2 その他

閉 会

# 第1回「農業特定技能協議会運営委員会」出席者名簿

(順不同・敬称略)

## 【制度所管省庁】

法務省 入国管理局 参事官	根岸 功
警察庁 刑事局 組織犯罪対策部 組織犯罪対策企画課長	和田 薫
外務省 領事局 外国人課 課長補佐	大津 清子
厚生労働省 職業安定局 外国人雇用対策課 調査官	山本 浩司

## 【事業所管省庁】

農林水産省 生産局 園芸作物課長	佐藤 紳
農林水産省 生産局 畜産部 畜産企画課 畜産総合推進室 室長	形岡 拓文
農林水産省 経営局長	大澤 誠
農林水産省 審議官 (兼経営局)	山北 幸泰
農林水産省 経営局 就農・女性課長	佐藤 一絵

## 【特定技能所属機関を構成員とする団体その他の関係者】

公益社団法人 日本農業法人協会 専務理事	甲斐 毅
公益社団法人 日本農業法人協会 参事	中澤 秀樹
〔公益社団法人 日本農業法人協会 事務局長	山中 邦夫〕

全国農業協同組合中央会 JA 支援部 部長	生部 誠治
全国農業協同組合中央会 JA 支援部 営農担い手支援課長	白井 稔

一般社団法人 全国農業会議所 専務理事	柚木 茂夫
一般社団法人 全国農業会議所 農政・担い手対策部長	砂田 嘉彦
〔一般社団法人 全国農業会議所 外国人材担当部長	藁谷 宏〕
〔一般社団法人 全国農業会議所 相談員	八山 政治〕
〔一般社団法人 全国農業会議所 専門員	宍戸 裕一〕

\* 括弧はバックシートで出席

## 運営委員会の設置について

### 1. 目的

農業特定技能協議会規約第5条の規定を踏まえ、農業特定技能協議会（以下「協議会」という。）の招集、共有する情報の内容その他の協議会の運営に必要な事項の決定を行うため、運営委員会を設置する。

### 2. 活動内容

- (1) 協議会を招集するかどうかの決定
- (2) 協議会の構成員に共有する情報の決定
- (3) 情報共有の方法や時期の決定
- (4) 協議会の構成員であることの証明の方法の決定
- (5) 特定技能所属機関、登録支援機関、派遣先事業者に対し、アンケート調査、ヒアリング、現地調査等の協力を要請するかどうかの決定
- (6) 運営要領の制定・変更その他協議会の運営に関する重要事項の決定

### 3. 構成員

別紙のとおり

### 4. 事務局

農林水産省経営局経営局就農・女性課

### 5. 開催時期

原則として3か月に1回、運営委員会を開催（書面開催も可能）し、法務大臣に受入れの停止の措置を求める場合等、特に重要な事項を協議する必要がある場合には、協議会を招集する。

(別紙)

## 運営委員会 構成員

### 【事業所管省庁】

農林水産省生産局園芸作物課  
農林水産省生産局畜産部畜産企画課  
農林水産省経営局就農・女性課

### 【制度所管省庁】

法務省出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課  
警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課  
外務省領事局外国人課  
厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課

### 【農業分野の特定技能所属機関を構成員とする団体その他の関係者】

公益社団法人日本農業法人協会  
全国農業協同組合中央会  
一般社団法人全国農業会議所  
労働者派遣形態による特定技能所属機関を構成員とする団体その他の農  
林水産省が適当と認める団体

## 「農業特定技能協議会」運営要領（案）

農業特定技能協議会規約第8条の規定に基づき、農業特定技能協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し次のように定める。

## （入会）

第1条 協議会の構成員となろうとする特定技能所属機関は、農林水産省が定める方法により、次に掲げる事項を農林水産省に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 その他農林水産省が別に定める申請様式で定める事項

2 農林水産省は、前項の届出に係る事項に不備がない場合は、当該届出を行った者を協議会の構成員とするものとする。

第2条 協議会の構成員となろうとする農業分野の特定技能所属機関を構成員とする団体は、次に掲げる事項を農林水産省に届け出なければならない。

- 一 名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 当該団体の構成員その他組織体制が確認できる書類

2 農林水産省は、前項の届出により、当該団体が相当程度の数の特定技能所属機関を構成員としていること等が確認された場合は、当該団体を協議会の構成員とするものとする。

## （退会及び除名）

第3条 協議会の構成員となっている特定技能所属機関は、農業分野の特定技能所属機関でなくなった場合は、農林水産省が定める方法により、退会する旨を農林水産省に届け出なければならない。

2 協議会は、協議会の構成員となっている特定技能所属機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該特定技能所属機関を構成員から除名することができる。

- 一 前項の届出を行わないとき
- 二 農業特定技能協議会規約第3条第2項に規定する協議会に対する協力を怠ったとき
- 三 協議会の運営を妨げる行為又は協議会の信用を失わせると認められる行為をしたとき

第4条 第2条第2項の規定により協議会の構成員となっている団体は、退会する旨を農林水産省に届け出ることができる。

2 協議会は、第2条第2項の規定により協議会の構成員となっている団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該団体を構成員から除名することができる。

- 一 当該団体が相当程度の数の特定技能所属機関を構成員としていると認められないと

き

- 二 農業特定技能協議会規約第3条第2項に規定する協議会に対する協力を怠ったとき
- 三 協議会の運営を妨げる行為又は協議会の信用を失わせると認められる行為をしたとき

(構成員名簿の作成及び公表)

第5条 農林水産省は、協議会の構成員となっている者の氏名又は名称及び住所等を記載した構成員名簿を作成し、その概要を公表するものとする。

(運営委員会)

第6条 運営委員会は、協議会の招集、共有する情報の内容その他の協議会の運営に必要な次に掲げる事項の決定を行う。

- 一 協議会を招集するかどうかの決定
  - 二 協議会の構成員に共有する情報の決定
  - 三 情報共有の方法や時期の決定
  - 四 協議会の構成員であることの証明の方法の決定
  - 五 特定技能所属機関、登録支援機関、派遣先事業者に対し、アンケート調査、ヒアリング、現地調査等の協力を要請するかどうかの決定
  - 六 運営要領の制定・変更その他協議会の運営に関する重要事項の決定
- 2 農林水産省は、原則として3か月に1回、構成員を招集し、又は議事の内容を記載した書面若しくは電子メールを構成員に送付し、運営委員会を開催する。
- 3 農林水産省は、運営委員会の議事に鑑みて必要があると認めるときは、学識経験者その他の運営委員会の構成員以外の者に運営委員会への出席を求めるものとする。

(協議会の招集)

第7条 運営委員会は、向こう5年間の受入れ見込み数を超えることが見込まれるため法務大臣に受入れの停止の措置を求める場合や大都市圏での受入れの自粛を求める場合等、特に重要な事項を協議する必要がある場合に、協議会を招集するものとする。

2 運営委員会は、やむを得ない事由により協議会を招集できない場合、議事の内容を記載した書面を構成員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問うた上、構成員の了承をもって協議会における協議に代えることができる。

(議事の公開等)

第8条 協議会及び運営委員会は、原則として非公開とするが、会議資料及び議事要旨は、原則として公表する。

(その他)

第9条 本運営要領に定めるもののほか、協議会及び運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、運営委員会において定める。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。